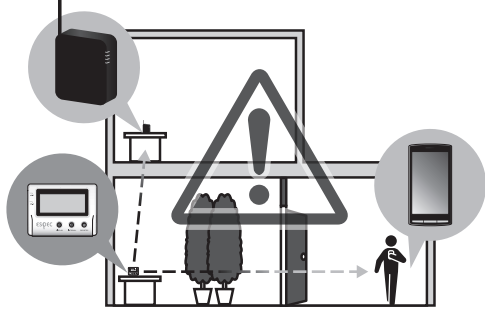

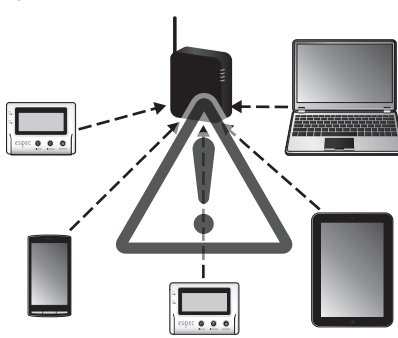
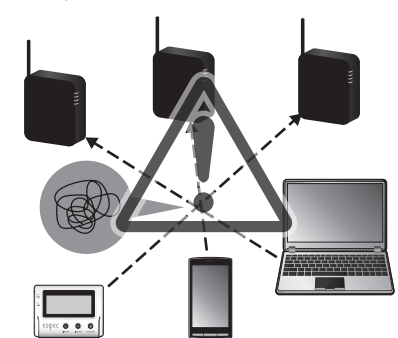


## 機器の設置に関するご注意

無線の電波は、機器を設置する場所や周囲にあるものによって大きく影響を受けます。特に以下のような場合は無線通信が不安定になりやすいので、できるだけ避けて機器を設置してください。

<p>無線機器間の距離が遠い、または障害物（金属・コンクリート・植物など）に遮られている。</p> 	<p>電子レンジや他の通信機器など電磁波を発する機器が近くにある。</p> 
<p>1台の無線 LAN アクセスポイントに対して多数の機器が同時に接続している。</p>  <p>安定して同時接続が可能な台数については無線 LAN アクセスポイントのメーカーにお問い合わせください。</p>	<p>複数の無線 LAN アクセスポイントが同じ周波数帯（チャンネル）を使用している。</p>  <p>周波数帯が重ならないように無線 LAN アクセスポイントの設定を変更してください。</p>

\* 無線通信が不安定な状態が続くと、データの送信ができないだけでなく、通常より電池の消耗が早くなります。

## 電波に関するご注意

本製品は電波法に基づく特定小電力無線機器として、技術基準適合証明（利用に関してはお客様の免許申請等が不要）を受けています。必ず次の点を守ってお使いください。

- ・ 分解・改造をしないでください。分解・改造は法律で禁止されています。

技術基準適合ラベルははがさないでください。ラベルのないものの使用は禁止されています。

- ・ 本製品は、日本の技術基準適合証明、FCC、IC、CE の認証を受けています。それら以外の認証が必要な国、地域でのご利用は法律により罰せられることがあります。

### Bluetooth low energy・無線 LAN の電波に関して

本製品の使用周波数帯（2.4GHz）では、電子レンジ等の産業・科学・医療用機器のほか工場の製造ライン等で使用されている移動体識別用の構内無線局（免許を要する無線局）及び特定小電力無線局（免許を要しない無線局）並びにアマチュア無線局（免許を要する無線局）が運用されています。

1. 本製品を使用する前に、近くで移動体識別用の構内無線局及び特定小電力無線局並びにアマチュア無線局が運用されていないことを確認してください。
2. 万一、本製品から移動体識別用の構内無線局に対して有害な電波干渉の事例が発生した場合には、速やかに使用周波数を変更するか又は電波の発射を停止した上、下記連絡先にご連絡頂き、混信回避のための処置等（例えば、パーティションの設置など）についてご相談してください。
3. その他、本製品から移動体識別用の特定小電力無線局あるいはアマチュア無線局に対して有害な電波干渉の事例が発生した場合など何かお困りのことが起きたときは、弊社までお問い合わせください。

連絡先：エスペックミック株式会社

<https://www.monitoring.especmic.co.jp/support>

### 電波の種類と干渉距離

#### Bluetooth low energy

**2.4 FH 3**

- 2.4 2.4GHz 帯を使用する無線設備を表します。
- FH 変調方式が「FH-SS方式」であることを表します。
- 3 想定される干渉距離が 30m 以下であることを表します。
- 全帯域を使用し、かつ移動体識別装置の帯域を回避不可であることを表します。

#### 無線 LAN (IEEE 802.11b/g/n)

**2.4 DS/OF 4**

- 2.4 2.4GHz 帯を使用する無線設備を表します。
- DS/OF 変調方式が「DS-SS/OFDM方式」であることを表します。
- 4 想定される干渉距離が 40m 以下であることを表します。
- 全帯域を使用し、かつ移動体識別装置の帯域を回避可能であることを表します。